

守 秘 義 務 規 程

評価機関が収集する情報は、必要最小限の情報とし、第三者評価の目的以外には使用しないことを大前提とする。

評価機関及び第三者評価実施にあたって評価機関から協力依頼や一部の業務委託を受けた者は、第三者評価を実施する上で知り得たサービス利用者及びその家族並びにサービス事業者に関する情報を、第三者に漏洩しないこととする。この守秘義務は、評価調査の契約終了後も同様とする。

評価機関は、第三者評価で実施した利用者調査及び事業評価におけるサービス事業者の各職員の自己評価結果については、記入者が特定されないよう加工するなどの配慮をした上でサービス事業者に報告するものとし、実際に使用し、回答の記入された個別の調査票については、サービス事業者やその他の第三者に漏洩しないよう第三者評価終了後に破棄する等の処理を行なう。

評価機関は、利用者等に関する情報が記載された書類については、事業者への訪問調査を行う際に現地で閲覧により確認することとし、事業所以外に持ち出さない。

評価機関は、事業者が業務上作成している内部資料等については、原則として事業者への訪問調査を行なう際に現地で閲覧により確認することとし、事業所の外には持ち出さない。ただし、事業者の同意がある場合についてはこの限りではない。

倫 理 規 程

評価機関及び第三者評価実施にあたって評価機関から協力依頼や一部の業務委託を受けた者は、第三者評価を実施する際、利用者及びその家族に調査協力を強いることのないよう、利用者及びその家族の意志に十分に配慮し、人権を尊重する。

サービス利用者及び家族への調査については、利用者の不利益になるような項目を入れない。また、プライバシー及び人権に触れるような質問及び調査項目がないよう項目をあらかじめ精査しておく。

「虐待防止法」では、学校の教職員及び児童の福祉業務に従事している者は、発見、通告の義務があることを規定しているため、虐待の事実を確認したら、ただちに各自治体の指定機関や所轄庁などへ報告し、適切な処置をとってもらうようにする。

評価機関は、当該第三者評価に関する問い合わせや苦情に対する窓口を設け、事業者や利用者及び家族に周知する。